

## 生駒市規則第 1 1 号

生駒市会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 3 0 年 3 月 3 0 日

生駒市長 小 紫 雅 史

### 生駒市会計規則の一部を改正する規則

生駒市会計規則（昭和 4 8 年 3 月生駒市規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 3 4 条第 1 項第 4 号を次のように改める。

(4) 日本放送協会に対して支払う受信料

第 3 6 条第 1 項を次のように改める。

令第 1 6 4 条第 5 号の規定により繰替払をすることができる経費は、法第 2 3 1 条の 2 第 6 項に規定する指定代理納付者（以下「指定代理納付者」という。）に納付させる寄附金に係る手数料とし、繰り替えて使用させる現金は、当該指定代理納付者が納付する寄附金とする。

第 3 6 条第 2 項中「の送付」の次に「（同項ただし書の規定による報告を含む。）」を加え、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 会計管理者が繰替払をしたときは、繰替払報告書を作成し、これに関係書類を添えて、所管の課長に送付しなければならない。指定金融機関等から繰替払をした旨の繰替払報告書の送付があったときも、同様とする。ただし、次の各号に掲げる経費については、それぞれ当該各号に掲げる者が、繰替払をした者に代わって、会計管理者の承認を受けた様式により所管の課長に報告することができる。

(1) 歳入の徴収又は収納の事務を委託する場合の委託手数料 当該事務の委託を受けた者

(2) 指定代理納付者に寄附金を納付させる場合の事務取扱手数料 指定代理  
納付者

第65条中「の受領欄に記名、押印させ、これ」を削る。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。